

早稲田大学大学院法学研究科

2023年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「人権条約解釈における条約実施機関と当事
国の「対立」と「対話」—人権条約解釈の
特殊性再考—」

申請者氏名 吉田 暁永

審査員

主査	早稲田大学教授	古谷 修一 (国際法)
副査	早稲田大学教授	河野真理子 (国際法)
	早稲田大学教授	須網 隆夫 (EU法)
	神戸大学名誉教授	坂元 茂樹 (国際法)

吉田 暁永氏 博士学位論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程に在学中の吉田暁永氏は、早稲田大学学位規則第7条1項にもとづき、2022年8月29日、その論文「人権条約解釈における条約実施機関と当事国の「対立」と「対話」—人権条約解釈の特殊性再考—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2023年1月20日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の構成と内容

(1) 本論文の構成

本論文は、人権条約が持つ特殊性ゆえに、その解釈もまた他の条約とは異なる特殊な手法が取られるとする一般的な認識が内在させる曖昧さに焦点を当て、人権条約実施機関の実行の実証的な分析を通して、人権条約解釈の「特殊性」の意味するところを解明することを目的としている。その構成は、序論的位置づけの第1章「問題の所在と概念枠組・分析視角」に始まり、第2章「人権条約の解釈手法」において、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、自由権規約委員会が用いる実効的解釈、発展的解釈、自律的解釈、統合的解釈といった解釈手法を検討し、これらの人権条約実施機関の間における実行の差異を描き出す。これに続き、第3章「当事国意思概念に関する条約解釈規則と人権条約の解釈手法の比較」において、条約解釈規則や国際司法裁判所における当事国意思の理解との比較を通じて、人権条約解釈における当事国意思の位置づけを明らかにする。さらに、第4章「人権条約に付された留保を巡る「対立」と「対話」」においては、解釈手法と同様に人権条約の特殊性が論じられてきた「人権条約に付された留保」の検討を通じて、分析視角としての「対立モデル」と「対話モデル」の有用性を提示する。そのうえで、第5章「人権条約の解釈における「対立」と「対話」」において、第2章および第3章の議論を「対立モデル」と「対話モデル」という分析視角で検討し、それぞれのモデルに対する評価を行い、第6章「結論」において全体の議論がまとめられている。

(2) 本論文の内容

第1章 問題の所在と概念枠組・分析視角

本章では、これ以降の分析の基盤となる3つの点、すなわち(1)人権条約の特殊性の意味、(2)これを巡る先行研究の問題点、(3)分析視角としての「対話モデル」と「対立モデル」が提示されている。

(1)に関しては、人権条約が当事国間対世的義務 (*obligation erga omnes partes*) を設定することに加えて、当事国と個人との間の権利義務関係を設定するという複合的な特殊性を持つことを指摘する。そして、人権条約が相互主義に反映される個別利益ではなく、当事

国の共通意思によって客観的に、無条件に、そして直接に人権を保障している点をとらえて、人権条約で保障される個人の権利は当事国の自由意思によって処分することができず、その点で人権条約の特殊性が持つ意義は、当事国意思の重要性が低下することにあると指摘する。他方で、当事国が人権条約制度から脱退することが可能であることを考慮すれば、共通意思という視点「のみ」で人権条約を理解することには問題があり、人権条約から国家意思を完全に排除して考えることはできない状況であることも鮮明にする。

こうした分析を踏まえて、(2)として、人権条約解釈の特殊性を肯定あるいは否定する従来の研究は、いずれも「当事国意思」の概念や「特殊性」の意味に関する検討を十分に行っておらず、また解釈手法の特殊性の検討が欧州人権裁判所などの特定の人権条約実施機関の実践に依拠した断片的なものに留まっていると指摘する(先行研究の問題点①)。さらに従来の研究は、人権条約解釈が当事国意思の否定であるか否かで二分されており、肯定説は人権条約実施機関が当事国意思を無視することを人権条約の特殊性によって正当化する一方で、否定説は人権条約実施機関が条約解釈規則を用いて当事国意思に沿った解釈を行っている主張する。しかし、この単純化された二項対立の図式においては、人権条約実施機関が当事国の立場を「どの程度」尊重しているのかという重要な問いを見逃してしまっていると指摘する(先行研究の問題点②)。そして、人権条約の特殊性を前提としたとしても、人権条約実施機関は当事国意思の存在を完全に承認することも、完全に無視することもできず、人権条約実施機関と当事国との関係は、「当事国意思の軽視と尊重」という両端の間で揺れ動く動的な問題であるとの理解を示す。その点で、従来の研究は当事国意思の尊重と否定の間にある「濃淡」を分析する視角を欠いていると指摘する。

そして、こうした先行研究における二項対立を克服するため、(3)として、「対立モデル」と「対話モデル」という二つのモデルを新たに提示し、これを使って人権条約実施機関ごとに異なる解釈手法を説明し、人権条約実施機関と当事国との関係が人権条約制度ごとに異なるという「濃淡」を明らかにすると述べる。そのうえで、「対話モデル」においては人権条約実施機関と当事国の関係が対等であり、人権条約の解釈権限を共有しており、その点で人権条約実施機関は当事国がボトムアップで人権基準を設定することを認める、と特徴づける。これに対して、「対立モデル」では人権条約実施機関が人権条約の解釈権限を占有し、人権の実効的保障を根拠として、当事国による人権基準の設定を認めず、トップダウンで自ら人権基準を設定するものと定義している。

第2章 人権条約の解釈手法

本章では、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、自由権規約委員会が用いる解釈手法である実効的解釈、発展的解釈、自律的解釈、統合的解釈をそれぞれ実証的に検討し、人権条約実施機関の間における実行の差異を分析している。

実効的解釈については、その役割が最も顕著に現れる「積極的義務」の導出に着目し、それぞれの条約実施機関の動向を分析している。結論として、いずれの機関も実効的解釈によ

り積極的義務を導いているが、その義務の範囲について差異が見られるとする。とりわけ、評価の余地の運用について、欧州人権裁判所は当事国が積極的義務を履行する負担を評価の余地によって軽減させる傾向にある一方で、米州人権裁判所や自由権規約委員会は、評価の余地を用いていない。評価の余地は、民主的正統性を有する当事国が人権条約を実施する一次的な責任を負うという補完性原則を根拠としているため、人権の実効的保障に基づく積極的義務の範囲は、補完性原則による制約を受け、その制約の程度が人権条約実施機関によって異なると指摘する。さらに、社会権の実現についても、欧州人権裁判所は当事国の議会がその国の社会状況や要請に照らして自国の財政をいかに用いるかを慎重に検討して決定すべきことに配慮しているのに対し、米州人権裁判所や自由権規約委員会は、人権の不可分性を強調することで、自由権のみを保障することを意図した人権条約の各規定の解釈において社会権を保障することを積極的に正当化しているとする。

欧州人権裁判所の対応の相違は、自律的解釈においても見られる。いずれの実施機関も、「当事国の国内法における規定に関係なく人権条約上の用語を解釈する」という意味では、自律的解釈という解釈手法を用いているが、欧州人権裁判所は、被告国を含めた当事国全体の法状況等に依拠して自律的解釈を行うことがあり、「自律的」解釈でありながら、同裁判所は一定の制約を受けていると分析する。他方で、同様の傾向は、自由権規約委員会や米州人権裁判所においては確認されないとする。

発展的解釈は、国家や社会において変化していく状況を考慮する解釈手法であるが、文言等で合意された義務内容を変更するため、同意されていない制限を主権国家に課すことになりかねない。このため発展的解釈は、当事国が意図していない義務を生み出し、意思主義や補完性原則との関係で緊張関係を生じさせる。人権条約実施機関は、この緊張関係にどのように対処しているのか。この点が、発展的解釈の際にしばしば依拠されるコンセンサスを巡って検討される。そのうえで、欧州人権裁判所は、評価の余地の幅を決定するに当たって、人権の実効的保障や補完性原則の観点からコンセンサスに主要な位置付けを与えている。また、意思主義の観点から、当事国の範囲でコンセンサスがどの程度確立しているかに留意しており、人権条約の客観的性質を根拠とする人権の実効的保障を強調しておきながらも、意思主義や補完性原則にも配慮している点をとらえ、これらの要請の中間を進もうとしていると評価できるとする。他方、米州人権裁判所については、評価の余地を明示的には採用せず、また補完性原則に対して慎重な態度を示し、当事国間ではなく国際社会に存在するコンセンサスを認定することで、人権の実効的保障を徹底させる態度を明確に打ち出していると指摘する。これは自由権規約委員会も同様であるとし、最も特徴的なのは一般的意見による規約解釈において、当事国意思を介さずに抽象的な規約を客観的に解釈していることであると述べる。

慣習国際法や他の国際条約に照らして人権条約を統一的に解釈する統合的解釈の手法については、欧州人権裁判所は他の国際法規範を広く受け入れる立場を示しているとし、それは国際法の断片化を防止する目的、あるいは当事国の支持を得るためそれらが属している

一般国際法秩序を尊重するという機能的な趣旨に裏打ちされていると指摘する。これに対し、米州人権裁判所は、個人にとって最も有利な規則を優先するとする米州人権条約第 29 条 (b) を基礎として、米州人権条約上の権利を他の国際条約によって制限することを一切認めておらず、国際人道法、和平協定、投資協定といった国際法規範を考慮しない立場を示している。また、これらの人権裁判所と比較して、自由権規約委員会は二つの立場の中間に位置づけられると結論する。

第 3 章 当事国意思概念に関する条約解釈規則と人権条約の解釈手法の比較

本章においては、第 2 章において検討した人権条約の解釈実践を条約法条約上の条約解釈規則と比較・分析することで、両者の間における当事国意思概念の理解の相違を明らかにしている。

まず、条約法条約を起草した国際法委員会における議論を検討したうえで、条約法条約第 31 条および第 32 条に規定される各解釈手段が個別にではなく、一体として解釈を生み出すと理解されていたとし、各解釈手段が独立した「当事国意思」を示すのではなく、それらが一体として「当事国意思」を確定するという立場であったと結論する。それゆえ、解釈手段の一つに過ぎない趣旨および目的に基づく解釈が「条約の用語に明示もしくは必然的に示唆されることを越える」ことは許されないと一般的に理解されているとし、この理解は国際司法裁判所の判決においても明示的に取り入れられていると指摘する。

他方で、人権条約実施機関による実効的解釈、発展的解釈、自律的解釈、統合的解釈の実践を見ると、いずれの機関の解釈手法も趣旨および目的「だけ」に依拠し、また発展的解釈におけるコンセンサスが条約法条約上の解釈手段とは言えない点で、国際法委員会が想定した「様々な解釈手段を組み合わせる手法」とは異なることを明らかにしている。そして、人権条約実施機関によって尊重されている当事国意思は、趣旨および目的に反映された抽象的なものに過ぎず、文言や後に生じた慣行、準備作業といった解釈手段を組み合わせて得られる、より客観的かつ合理的な「当事国意思」ではないと指摘する。こうした検討から、従来は人権条約の特殊性や文言の抽象性等を根拠とした総括的かつ理論的な説明しか与えられなかった「人権条約解釈の特殊性」が、実証されたと結論している。

第 4 章 人権条約に付された留保を巡る「対立」と「対話」

本章は、本論文の分析視角となる「対話モデル」と「対立モデル」の着想を得ることになった人権条約実施機関、とりわけ自由権規約委員会における留保の取扱いの特徴について検討している。

人権条約実施機関は、条約法条約上の留保制度の欠陥を認識したうえで、当初は留保の有効性決定権限を行使し留保可分論を用いることで、当事国との対立も辞さない手法を採用した。自由権規約委員会も、当初は一般的意見 24 においてこの手法の採用を明言していた。しかしその後は、国家報告制度において、同委員会が当事国との対立を回避し対話を根気強

く続ける「対話モデル」が出現しているとする。そして、その背景には、国家報告制度それ自体の性質や建設的対話の要請だけでなく、自由権規約上の義務履行の漸進的側面があると指摘する。

そのうえで、「対話モデル」と「対立モデル」は、人権条約の実施における当事国の役割をどの程度重視するかに関する相違であると述べる。対立的な手法が、個人の権利を規定する人権条約の特殊性に基づき当事国意思の位置づけを限りなく狭くすることで、許容されない留保に対処しようとするのに対し。対話的な手法は、当事国を人権条約制度内に留め留保を撤回するよう説得することにより、すなわち逆説的ではあるが、当事国の立場を尊重することで同様の問題に取り組もうとする。対話モデルは、人権条約実施機関による一方的な判断に留保国の意思を組み込む点で、条約の効力が当事国意思に基づくという伝統的な立場と整合的であるが、対立モデルは個人の権利を守る人権条約であるからこそ、当事国意思は軽視されて然るべきと考える。

しかし、トリニダード・トバゴの自由権規約選択議定書からの脱退などを念頭に置けば、当事国の役割を軽視することが常に正しい選択とは言えず、このことは、国連加盟国という多種多様な国家が普遍的に参加することが重要である自由権規約においてはより一層妥当すると指摘する。なぜなら、留保は、人権条約上の義務と自国の文化や宗教がどうしても抵触してしまう場合に付される傾向にあり、そうした文化的・宗教的側面を無視した対応は、ほとんどの場合、当事国からの反発を受けるからである。人権条約実施機関が無闇に留保可分論を持ち出せば、そうした諸国は脱退もしくは完全に履行しなくなる可能性があり、対話はこうした状況を避けるために重要である。他方で、自由権規約委員会においては留保国との間の対話が遅々として進まず、留保が事実上放置される事例も多く見られ、対話的な手法もまた、人権条約に付された留保の問題に対する万能薬とは言えない。こうして、対立モデルと対話モデルのいずれも、人権条約実施機関が人権条約を実効的に機能させるために必要なものであり、それぞれのモデルは適材適所で人権条約実施機関の実践に現れると結論する。

第5章 人権条約の解釈における「対立」と「対話」

本章は、前章で着想された「対話モデル」と「対立モデル」を各人権条約実施機関に当てはめ、それが有する意義を多面的に検討する。

まず、欧州人権裁判所においては対話モデルが当てはまるのに対して、米州人権裁判所と自由権規約委員会においては対立モデルが出現していることを示した上で、このモデルの違いを生み出すそれぞれの制度がおかれた文脈が検討される。その上で、対立モデルと対話モデルがもたらす違いを、人権基準の高さと当事国からの反発という観点から分析する。米州人権裁判所や自由権規約委員会は、対立的解釈手法により、当事国の法状況の一致を待たずして、条約上明らかでない権利を解釈によって導くことができるため、人権基準の向上を直ちに行える。他方で、欧州人権裁判所は、当事国の法状況の一致に配慮すること、つまり

当事国との対話を重ねることで条約上の人権基準を上昇させるため、人権基準を直ちに向上させることは困難となる。このため、欧州人権裁判所は、当事国が遵守すべき最低限度の人権基準しか示せなくなると指摘する。また、当事国からの反発に対する反応についても、米州人権裁判所と自由権規約委員会は、当事国からの批判に迎合することはなく、これによって自らの解釈を修正するといった態度を示していない。他方で、欧州人権裁判所は評価の余地や補完性原則を解釈に取り込むことで、当事国からの批判に機敏に反応し、発展的解釈について慎重になることによって、実質的には人権基準を切り下げるといふ生存戦略をとっていると評価する。

次に、対立モデルと対話モデルの並存がもたらす理論的問題について検討し、両モデルを対比して人権条約解釈を理解することが、人権条約を巡る当事国意思、人権条約実施機関の裁量行使、民主主義、立憲主義といった一般的な理論的問題に示唆を与えることを論じる。とりわけ、グローバル立憲主義の観点からの分析において、立憲化が欧州人権裁判所において対話モデルが出現する契機であるとする一方で、同裁判所において対立モデルと対話モデルが並存している点は、憲法多元主義とラディカル多元主義のいずれかだけでは、欧州人権裁判所の実践を理解できないことを意味すると指摘する。これに対し、米州人権裁判所は、同じく立憲化しているが、ラテンアメリカ諸国における弱い政府機構に伴う問題と不平等の問題に直面し、こうした懸念を変革するために対立的解釈手法を採用しているのであり、それゆえ同裁判所は「変革的立憲主義」を体現した「憲法裁判所」と認識されていると評価する。これらの人権裁判所と比較して、自由権規約委員会が採用する「対立モデル」については、一定の立憲化を考えることができるとしても、立憲主義において当然視される司法審査ではなく、「厳密な意味で法的な領域と真に政治的な領域の間にいる」、つまり自由権規約という法的な基準を外交的・政治的な手段で当事国に履行させていると指摘する。

こうした分析を通して、立憲主義の考え方が人権条約を理解する主流の枠組として用いられるが、対立モデル・対話モデルを対比すると、この「立憲主義」が意味するところが人権条約によって異なり得ることがわかると述べる。人権条約ごとに語られる立憲主義は多元性をどの程度取り入れるかで異なり、欧州人権裁判所においてはラディカル多元主義が妥当するような現象も見られる。他方で、これら人権裁判所と比較すると、自由権規約委員会において対立モデルが出現している理由は、普遍的な人権基準を用いて当事国の人権状況を名指し非難するためであり、必ずしも立憲主義から説明できるものではないと結論する。

第6章 結論

本章は、これまでの検討を総括し、「対立モデル」と「対話モデル」の他の制度への応用可能性を示唆する。

本論文の結論として、いずれの人権条約実施機関も、人権条約の特殊性を根拠として、条約法条約が定める条約解釈規則を用いないことで、当事国意思の意義を低下させていると

指摘する。その点で、人権条約の特殊性を根拠とした人権条約解釈の特殊性は、一面においては正しいと評価する。しかし、人権条約が共通して個人と国家との間の権利義務関係を規律しているにもかかわらず、解釈手法は人権条約実施機関の間で画一的ではなく、「補完性原則」や「意思主義」、「人権の実効的保障」をどの程度強調するかで異なる固有性を示していると指摘し、ここに人権条約の特殊性を巡る従来の理論と現実の現実との乖離が見られると述べる。

米州人権裁判所や自由権規約委員会においては、積極的補完性と人権の実効的保障に基づく対立モデルが継続している一方で、欧州人権裁判所においては、基本的には消極的補完性を重視した対話モデルが見られるが、事案に応じて米州人権裁判所や自由権規約委員会のような対立モデルに移行することもある。そして、両モデルの間では、人権基準の上昇速度や人権基準の切り下げ可能性が異なり、人権の実効的保障を強調する程度の差として認識できる。こうした人権条約実施機関の間のモデルの差異は、先行研究が「人権条約の特殊性」や「人権条約における補完性原則」という共通性に注目するあまり見逃してきた、人権条約解釈を巡る動態であるとする。

そのうえで、国際社会はいまだ主権国家体制に依拠せざるを得ず、各国の政治的統合も一部の地域でしか進んでいないことを踏まえれば、全世界で受け入れられている人権という普遍的な思想が、国や地域によって異なるように構想され、実施されることは避けられないとする。このため、「国際人権の相対的普遍性」を踏まえて、人権条約解釈については人権条約実施機関の現実を分析することが、特に重要であると思われると結論する。

2. 本論文の評価

本論文の評価として、第一に指摘すべき点は、先行研究が抱える問題点に対する鋭い洞察とそれを克服する問題意識の明確性にある。人権条約の解釈に関しては国内外に多くの論稿があり、人権条約がある種の特殊性を有することから、その解釈も特殊であることは広く認められている。しかしながら、人権条約の特殊性とは具体的に何を意味しているのかは論者によって異なり、理論的なレベルで「特殊性」の内実を迫る研究は十分に進展しているとは言えない。他方で、人権条約の特殊性に基づく条約解釈の特殊な手法が一般に語られるが、本当に人権条約は通常の条約とは異なる解釈手法によって解釈されているのかを、実証的に検証した研究も決して多くはない。また、そうした側面の研究の大部分は欧州人権裁判所など特定の人権条約実施機関の現実を分析するものに留まり、断片的という批判を免れない。本論文は、こうした点を先行研究の問題点の第一として指摘する(先行研究の問題点①)。

さらに、より重要なのは、人権条約解釈の特殊性の肯定論・否定論のいずれも、人権条約解釈が当事国意思の否定であるか否かで二分されており、肯定論は人権条約実施機関が当事国意思を無視することを人権条約の特殊性によって正当化し、他方で否定論は人権条約実施機関が条約解釈規則を用いて当事国意思に沿った解釈を行っていると主張している。しかし、本論文は、こうした議論は当事国意思の完全な無視か尊重かという単純化された二

項対立の図式に陥り、人権条約実施機関が当事国の立場を「どの程度」尊重しているのかという重要な問いを見逃してしまっていると指摘する（先行研究の問題点②）。本論文によれば、人権条約の特殊性を前提としたとしても、人権条約実施機関は当事国意思の存在を完全に承認することも、完全に無視することもできず、人権条約実施機関と当事国との関係は、「当事国意思の軽視と尊重」という両端の間で揺れ動く動態的な問題である。その点で、従来の研究は当事国意思の尊重と否定の間にある「濃淡」を分析する、動態的な視角を欠いていると考えるのである。こうした先行研究の問題点の指摘は、従来ほとんど行われたことがなく、先行研究批判の視点そのものが本論文の高い独創性の一端を示すものと評価できる。

そのうえで、第二の特徴として、当事国意思の軽視と尊重の動態を把握する目的から、「対話モデル」と「対立モデル」という分析枠組を提示し、これによって各々の人権条約実施機関の解釈実践のあり方を典型的に把握・比較することを可能とした点にある。「対話モデル」と「対立モデル」という枠組は、第4章で検討されている留保を巡る実施機関の動向、とりわけ自由権規約委員会が一般的意見24において、有効性決定権限を行使し留保可分論を用いることで当事国との対立も辞さない手法を採用した一方で、後には国家報告制度において、当事国との対立を回避し対話を根気強く続ける方向を打ち出していることに着想を得ていると考えられる。自由権規約委員会が留保の許容性について決定権限を主張した一般的意見24の研究は広く行われているが、国家報告制度の建設的対話における自由権規約委員会の立場をこれとの対比で分析した論稿はほとんどない。こうした委員会の留保に関する実践の分析視角だけでも、本論文の独創性を語るに十分な側面があるが、当事国との対立的アプローチと対話的アプローチの並存可能性を条約解釈手法の実践に応用的に適用し、これを「対話モデル」と「対立モデル」という分析枠組に仕立てあげる議論は理論構築の技として見事である。

また、実際この二つのモデルを導入することで、分析対象とする欧州人権裁判所、米州人権裁判所、自由権規約委員会という三つの実施機関の条約解釈実践のあり方の相違が鮮明となり、また欧州人権裁判所に象徴されるように、同一機関内において両モデルの側面が並存する動態を描き出すことに成功している。先行研究の問題点は当事国意思の完全な尊重と否定の二項対立となり、条約解釈の特殊性を静的・固定的に捉えることにあったが、本論文では両モデルを用いることで、両者の「間」のグラデーションを議論することが可能となっている。この点で、「対話モデル」と「対立モデル」という概念は、その着想において独創的であるだけに留まらず、分析枠組としての機能においてもきわめて有用であると評価できる。本論文の結論部分では、これらのモデルがアフリカのバンジュール憲章やEU基本権憲章など、他の人権条約実施機関の実践を評価する際にも応用可能であることが示唆されているが、そうした点で吉田氏の今後の研究の進展を支える重要な概念枠組が、博士論文において導出されたものと言うことができるだろう。

本論文の第三の特徴は、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、自由権規約委員会の条約解釈実践の細部にわたる実証的検討と徹底した比較検討にある。従来、人権条約解釈の特殊性は

欧州人権裁判所の実行を分析対象として行われることが多く、その研究は一定の蓄積があると言える。しかし、本論文が先行研究の問題点で指摘するように、人権条約実施機関はその条約が成り立った背景や当事国の特性などに応じて異なる解釈実践を行っており、これを横断的に分析しなければ、一般論として人権条約解釈の「特殊性」を議論することはできない。そうした点で、三つの人権条約実施機関を比較することを中心にすえた本論文の分析アプローチは、先行研究が抱える課題を克服する挑戦的な取り組みであると評価できるだろう。とりわけ興味深いのは、司法機関として機能している人権裁判所と準司法機関的に活動する自由権規約委員会との比較は難しく、それゆえに、仮に行われたとしても後者は「添え物」的に議論されることが多い従来の研究を克服したことである。本論文では自由権規約委員会の実践を欧州・米州人権裁判所と同じレベルで検討し、それらを同一の分析枠組から評価することを試みている。さらには、上記のように自由権規約委員会の実行から着想された「対話モデル」と「対立モデル」という概念を、欧州・米州人権裁判所の実践に適用するという通常とは逆方向のベクトルからの分析が行われていることも注目される。本論文は、異質な機関の実行を比較分析するという観点でも意欲的であり、その挑戦は一定程度成功していると評価できる。

さらに、具体的には研究手法としても、その徹底した実証分析は高く評価できるものである。三つの人権条約実施機関だけを見ても 300 件以上のケースが分析検討されており、これに加えて国際法委員会や国際司法裁判所における議論などについても詳細な検討が行われている。各機関が扱う人権事項別の解釈実践の変化についても考慮されており、機関間の「横の分析」と個々の機関内における「縦の分析」が、ケースの詳細な検討によって説得力を持つ構造となっている。

本論文の秀逸さを示す点として最後に指摘すべきは、人権条約実施機関の実践をグローバル立憲主義の理論との関係で議論した第5章第2節第4項にある。グローバル立憲主義が、立憲的諸原則の一つである人権の観点から、人権条約実施機関に着目してきたことは事実である。しかし、多くの議論はいまだ抽象的なレベルに留まり、各々の機関の実践がどの程度立憲主義的であるのかを実証的に検討する研究は決して多くない。そうしたなかで、本論文は「対話モデル」と「対立モデル」に照らした検討から、欧州人権裁判所の実践を憲法多元主義とラディカル多元主義のいずれかだけでは説明できないとし、他方で米州人権裁判所については「変革的立憲主義」を体現していると評価している。また、自由権規約委員会における「対立的モデル」は、米州人権裁判所における同モデルの実践とは異なり、一定の立憲化を考えることができるとしても、立憲主義に基づく動態とは言えないと結論している。本論文の目的からすれば、グローバル立憲主義との関係に関する分析検討は不可欠ではないと思われるが、あえてその点に踏み込んだ学問的挑戦はそれ自体が評価できるものである。主要な論点でないだけに検討はいまだ概括的ではあるが、人権条約実施機関による条約解釈実践を、単にテクニカルな解釈の手法選択の問題としてではなく、国際法のあり方や国際社会の構造理解といった一般理論との関係の中に位置づけようとする試みは、吉田

氏の研究の今後の方向性を示唆するとともに、その奥行きを強く印象づけるものである。この点を捉えても、本研究は大きな価値を有すると言えるだろう。

もとより、本論文にも問題点や不十分な点がないわけではない。第一に、「対話モデル」と「対立モデル」に照らして、当事国意思の尊重の「濃淡」が機関ごとに十分に説明されていると言えるかはやや疑問である。本論文は、欧州人権裁判所において両者が混在し、裁判所の状況判断に応じて両者の切り替えが行われていると考えるのに対して、米州人権裁判所と自由権規約委員会は「対立モデル」を体現していると結論しているように思われる。その点で、三機関を比較するうえでは両モデルは十分な機能を果たしているし、欧州人権裁判所のように両者の並存が鮮明に現れている場合には、その間の「揺れ動き」「動態」を示すことにも成功している。しかしながら、米州人権裁判所や自由権規約委員会においても、多かれ少なかれ両モデル間の「揺れ動き」は存在するよう感じられるが、その微妙な動きの分析が捨象されてしまった感が拭えない。本来は当事国意識の尊重・否定という二項対立を克服し、その間の濃淡を示すために導入された二つのモデルが、結局紋切り型に「対立的モデル」に当てはまるという結論を導き出し、かえって二項対立的な結論に至っているようにも思える。

第二に、本論文は当事国意思の尊重と否定の間にある「濃淡」が動的なものであることを示唆するが、それは両者の間のグラデーションを描くことに集中しており、たとえば時系列的な「変化」としての動態を示すことが十分に行われているわけではない。性的指向に関する権利の拡張や対テロ対策にかかわる自由の制限などに関連して、時系列的な変化への言及がないわけではないが、各々の人権条約実施機関のケースの分析は必ずしも時系列的な意味での「動態」を意識しているとは言えず、あくまで「対立」と「対話」の間の動きに集中しているように見える。社会の変化が保護されるべき人権の範囲に変化をもたらすことを考えれば、「対話モデル」と「対立モデル」は時間的な変化を描き出す際にも有効であると考えられ、この点は本論文に欠ける課題の一つとも言える。

しかしながら、こうした問題点は、本論文の独創性と学問的価値をいささかも減じるものではない。むしろ、本論文の分析枠組とそれに基づく考察が的確かつ説得性に富むものであるからこそ、さらに立ち入った研究が期待される故の追加的な要望とも言える。吉田氏は、本論文の基盤となった修士論文の一部を構成する論文「欧州人権裁判所による発展的解釈の二面性—テロ対策に関する判決における個人の権利制約—」によって、国際法学会が優秀な学部・修士学生の論文に授与する「小田滋賞」の2019年度優秀賞を受賞しており、本研究の意義と将来性は外部の視点からも高く評価されたところである。本論文が取り組んだ人権条約実施機関による条約解釈実践に関する検討は、国際社会の立憲化の問題にも連なる新たな研究の地平を開拓したものと言え、吉田氏が残された課題に研究を拡大し、更なる成果をもたらすことが大いに期待される場所である。

3. 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2023年1月20日

審査員

主査 早稲田大学教授 古谷 修一（国際法）

副査 早稲田大学教授 河野 真理子（国際法）

早稲田大学教授 須網 隆夫（EU法）

神戸大学名誉教授 坂元 茂樹（国際法）
